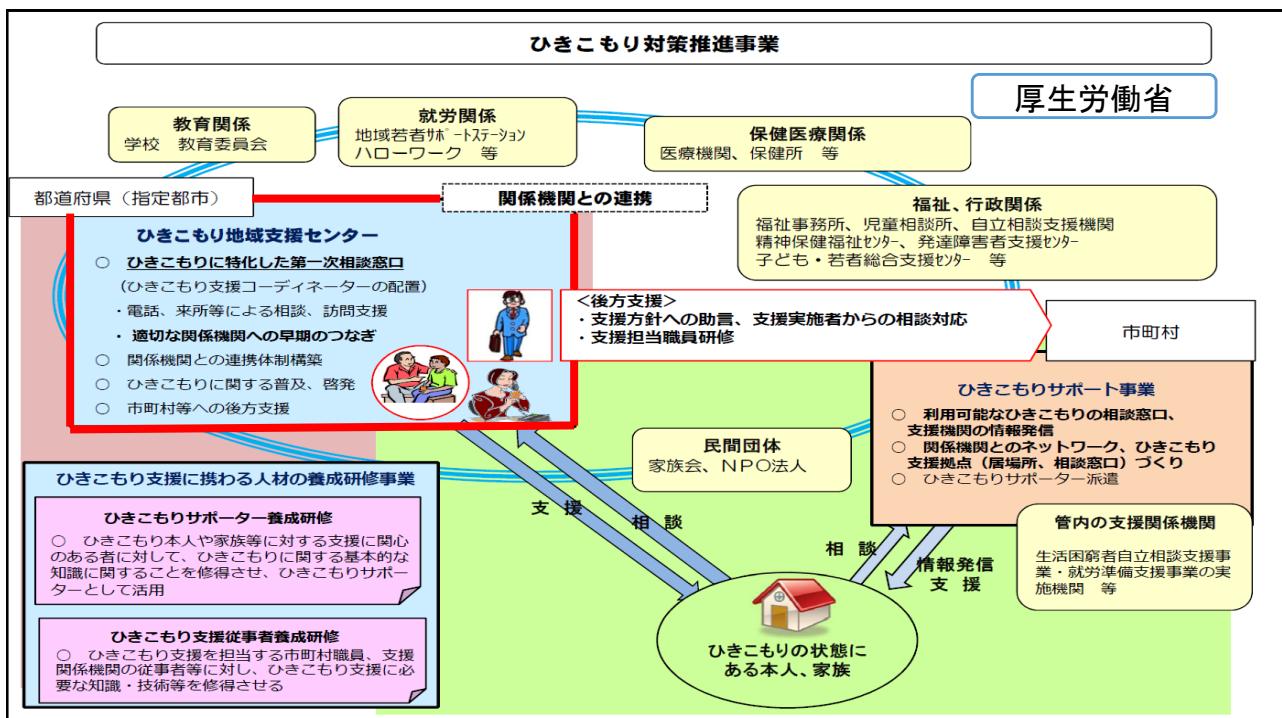


ひきこもりの状態の人への 相談支援に関する社会資源

久留米大学文学部社会福祉学科

門田 光司



公的相談支援機関

ひきこもり地域支援センター(都道府県・指定都市)

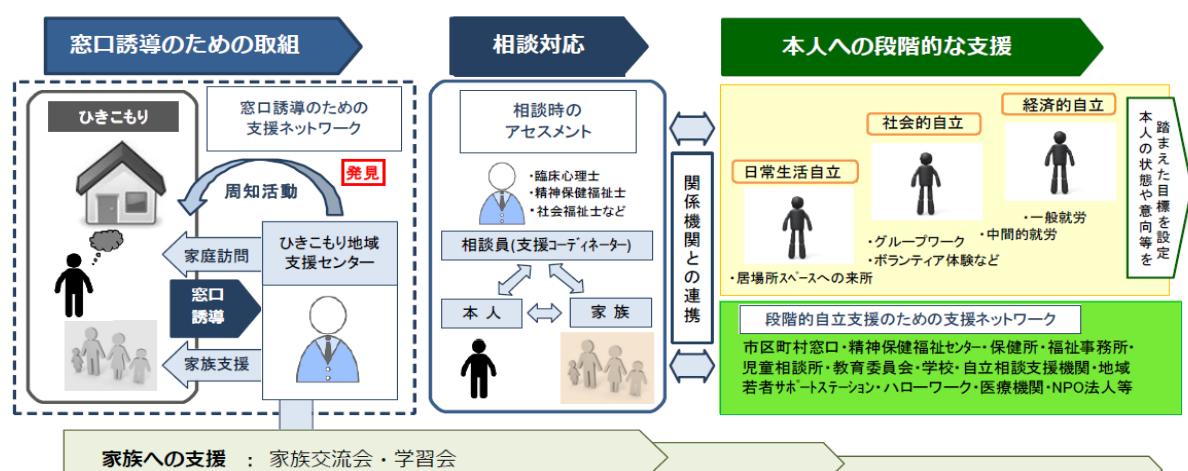
<事業内容>

- ひきこもりに特化した第一次相談窓口
(ひきこもり支援コーディネーターの配置)
 - ・電話、来所等による相談、訪問支援
 - ・適切な関係機関への早期のつなぎ
- 関係機関との連携体制構築
- ひきこもりに関する普及、啓発
- 市町村等への後方支援



都道府県単位で設置され広域な範囲をカバーしていることから、相談者への支援を十分に行うことができていないのではないかとの課題がある。

ひきこもり地域支援センターを中心とした相談・支援の流れ（例）



(※本人の状態や意向はそれぞれ異なることから、経済的自立（一般就労）への支援が全てではない。)
アフターサービス推進室作成

厚生労働省アフターサービス推進室「ひきこもり地域支援センター設置運営事業に関する調査」平成28年3月より

公的相談支援機関

厚生労働科学研究事業「地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究」(平成12年度～14年度)での保健所・精神保健福祉センターへの「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査報告



平成14年1月から12月間の全国の保健所・精神保健福祉センターにおけるひきこもりに関する相談は、電話相談9986件(延べ)、来所相談で4083件(実数)であり、あわせて14069件であった(新規・継続問わない)。

ひきこもりに関する支援について「**家族の個別来所相談**」「**本人の個別来所相談**」「**電話相談**」などは両機関においてほとんどの箇所で実施されていた。



精神保健福祉センターでは機関主体の**家族教室**(62.3%)・家族主体の**家族相談会**(24.6%)を積極的に開催・支援していた。特に精神保健福祉センターでは保健所に比べ事例が集積していること、サービス内容も比較的多彩であることなどから、今後支援の中核となることが期待される。

公的相談支援機関

精神保健福祉センター（都道府県・指定都市）

相談支援では、「**精神保健福祉相談**」にて、ひきこもりを含め、心の悩みを持つご本人やその家族を対象に、**電話相談**、**来所相談**を行っている。また、同じ悩みを持つ人や家族のグループ活動を行っている。



精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置している自治体もある。

公的相談支援機関



保健所

保健所は、地域保健法に基づき、地域住民の健康の保持、増進活動の中心となる公的機関で、都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区で設置されている。

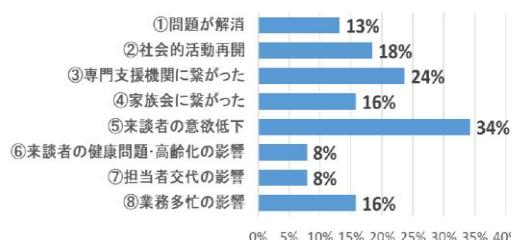
対人保健分野での業務は、①感染症等対策、②介護・難病対策、③精神保健対策、④母子保健対策である。

精神保健対策にて、ひきこもり相談をはじめ、心の健康、保健、医療、福祉に関する幅広い相談を受け付けている。相談は電話相談、来所による相談があり、相談者の要望によって、保健師や精神保健福祉士が家庭訪問をして相談を行うこともできる。

平成30年度厚生労働省 社会福祉推進事業 保健所等における「ひきこもり相談支援の状況」調査の結果概要

継続的支援の結果は…

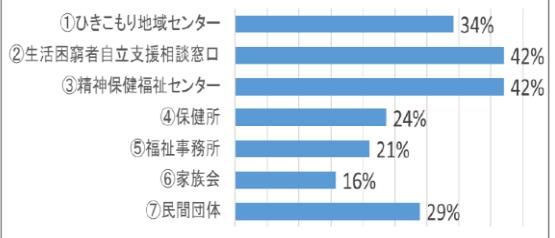
継続的支援ケースの終了理由（複数回答）



継続的に相談支援をしていたが途中で終了したケースの内訳では、⑤来談者の相談意欲が低下したためが最も多く、これは県型保健所、政令市型等で共通している。また、③専門支援につながった場合や①問題が解消、②社会的活動を再開もみられるが、⑧業務の多忙さが影響したためも見られ、継続的支援が難しい要因が、来談者の意欲の維持の難しさに加えて、支援者の業務の多忙さという二重の困難性を含んでいくことがわかる。

ひきこもり支援は連携が大切

ケースを共有して支援できる機関（複数回答）



各機関が連携の相手として念頭に置いている連携先は、

- ・県型保健所は、ひきこもり地域支援センター（ひきセン）、精神保健福祉センター（精セ）、民間団体
- ・政令市型保健所は、生活困窮者自立支援相談窓口、精セ、ひきセン
- ・市町村では、生活困窮者自立支援相談窓口、保健所となっている。

公的相談支援機関

子ども・若者総合相談センター

内閣府の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、ニート、ひきこもり、不登校などの社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者等を対象とした総合相談窓口である。多くの自治体の名称は「子ども・若者総合相談センター」だが、「若者総合窓口」「若者自立相談窓口」などの名称もある。

業務内容は、①困難を抱える子どもや若者の育成支援に関する総合相談・助言、②保護者のための面接相談、③相談内容に応じた情報提供、④専門機関との連携などである。

なお、年々設置数が増加しているが未設置の市町村もある。

福岡県若者自立相談窓口 ((H30.9.3～R1.12.31; 延べ相談件数815件)

<本人の状況>

高校在学	26%
高校中退	22%
高校未入学	6%
中学生	4%
短大/大学	4%
その他	38%
計	100%

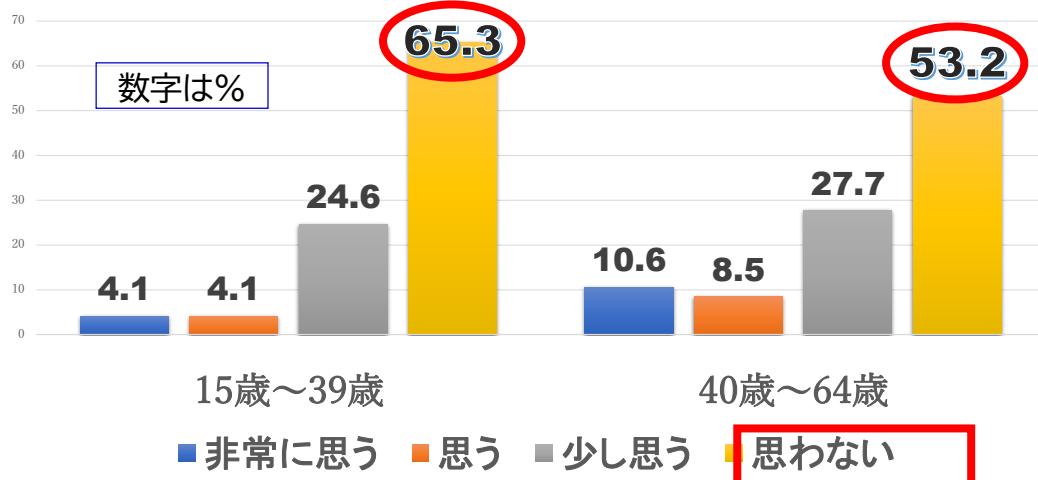
<相談内容>

将来不安	19%
進路	19%
ひきこもり傾向	18%
就学・学業	16%
就職	16%
不登校	7%
問題行動・暴力	5%
計	100%

- ・3年以内55%
- ・3年～7年19%
- ・7年以上26%

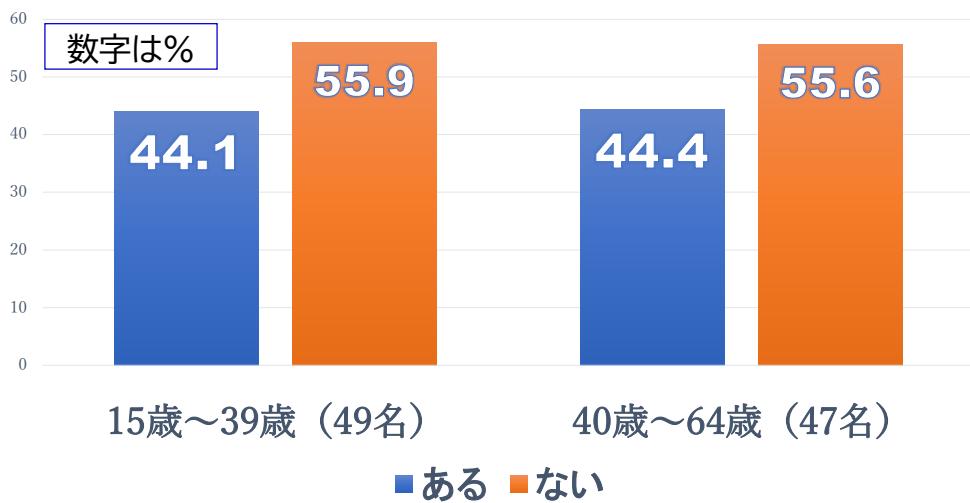
関係機関に相談したいと思うか

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
「若者の生活に関する調査報告書」(2016年)
「生活状況に関する調査」(2018)



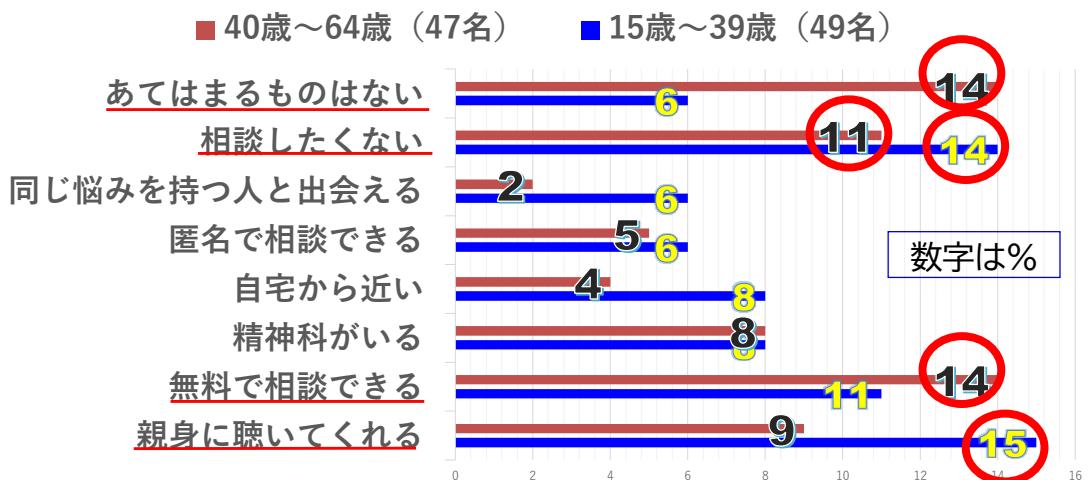
関係機関に相談したことがあるか

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
「若者の生活に関する調査報告書」(2016年)
「生活状況に関する調査」(2018)



どのような機関なら相談したいと思うか

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
「若者の生活に関する調査報告書」
(2016年)
「生活状況に関する調査」(2018)



○ 若者群・中高年群ともに、アウトリーチ支援の必要性

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「若者の生活に関する調査報告書」(2016年)

支援内容	ひきこもりから立ち直るきっかけの理由(15歳～39歳)
家庭訪問	・人と接する機会ができた
面 談	・親身に向き合ってくれる人がいて、相手を信じて変われるようになった ・人と話すのに慣れてきた ・ちゃんと人と話せるようになった。自分も意思を言えるようになった ・面談でしんから不安が少なくなった。自信が少しついた。

相談機関

相談に行く



- ・当事者は意を決して相談へ
- ・職員は相談機関での来室を待つ
- ・相談機関は、相談が主で関係機関などを紹介



相談機関に行かず、地域に埋もれてしまう場合がある(家族負担)

地域で支援を必要とする人を知り、アウトリーチを実施する必要性がある

機 関
相 談





地域での発見・支援体制が必要性



民間支援機関

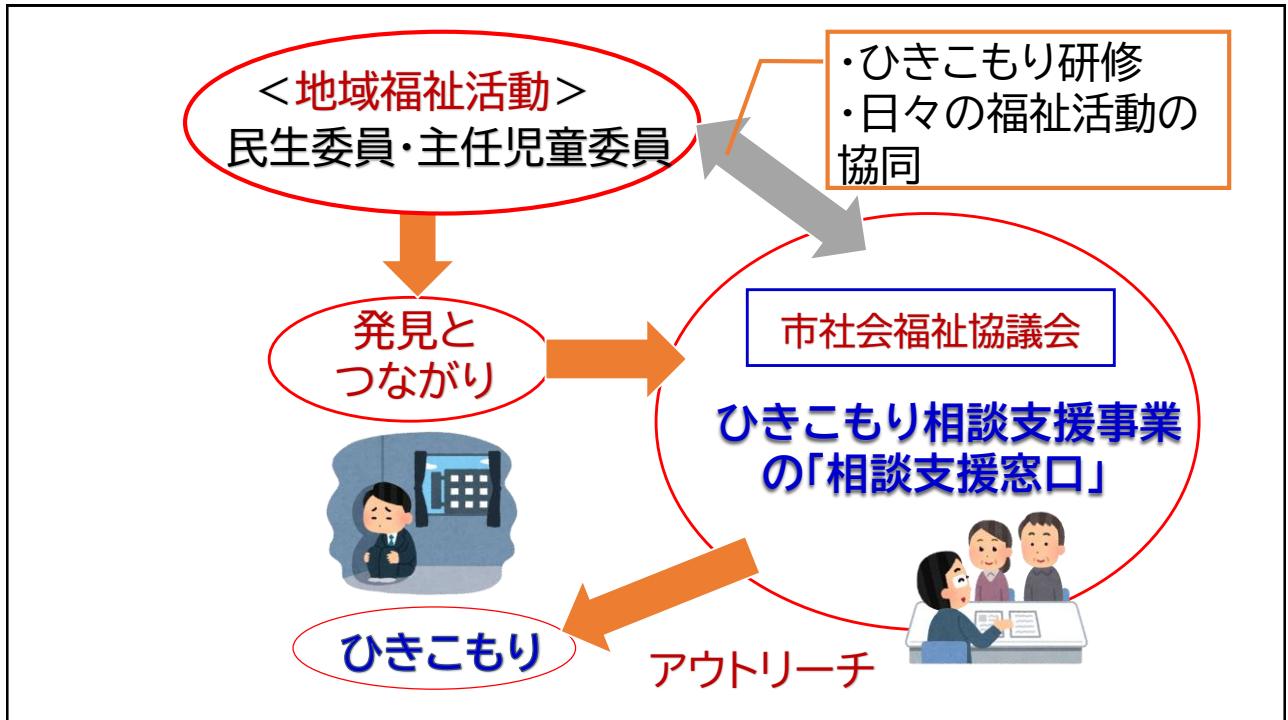
市区町村社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。

市区町村社協では、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために、訪問介護や配食サービスをはじめ、種々な福祉サービスを実施している。また、地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいる。



社協の独自事業として、ひきこもりの方や家族への相談支援(電話相談・来所相談・訪問相談)を行っているところもあり、家族会や当事者会、社会参加活動などの取り組みなども行われている。



福岡県うきは市社協「不登校・ひきこもり対策相談支援事業

保護者及び民生委員等の地域住民からの紹介

うきは市社会福祉協議会「不登校・ひきこもり相談室」へ

相談員による家庭訪問(許可後:保護者・本人)と面談

フリースペース(外出支援)

地域福祉活動への参加(認められる体験)
公民館活動・高齢者宅訪問・街頭募金参加・他

就労支援へ(うきは市社会福祉協議会にある生活困窮者自立支援事業を活用した内職のシェアステーション)、若者サポートステーション・ハローワーク・福補就労

民間支援機関

NPO法人のひきこもり支援

NPO法人のひきこもり支援機関がある。各法人によって支援内容は異なるが、電話相談や面接相談に加え、訪問支援、居場所づくり、家族会、当事者会、生活寮など、独自の取り組みをしている。

当事者組織

家族会（KHJ全国ひきこもり家族会、他の家族会）

当事者会

就労支援機関



生活困窮者自立支援窓口

生活困窮者自立支援制度に基づき、就労の状況、心身の状況、**地域社会との関係性**その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を対象とする。

事業内容は、①自立相談支援事業、②住居確保給付金の支給、③家計改善支援事業、④一時生活支援事業、⑤就労準備支援事業、⑥就労訓練事業、⑦生活困窮世帯の子どもの学習支援である。

ひきこもりの本人への就労の実現をひとつの目標として、社会参加から就労までの幅広い支援を、就労準備支援・就労訓練等の手法で実施していく。また、ひきこもりの本人を扶養する家族の中には困窮している状況にあるため、早期支援を行っていく。

就労支援機関

地域若者サポートステーション

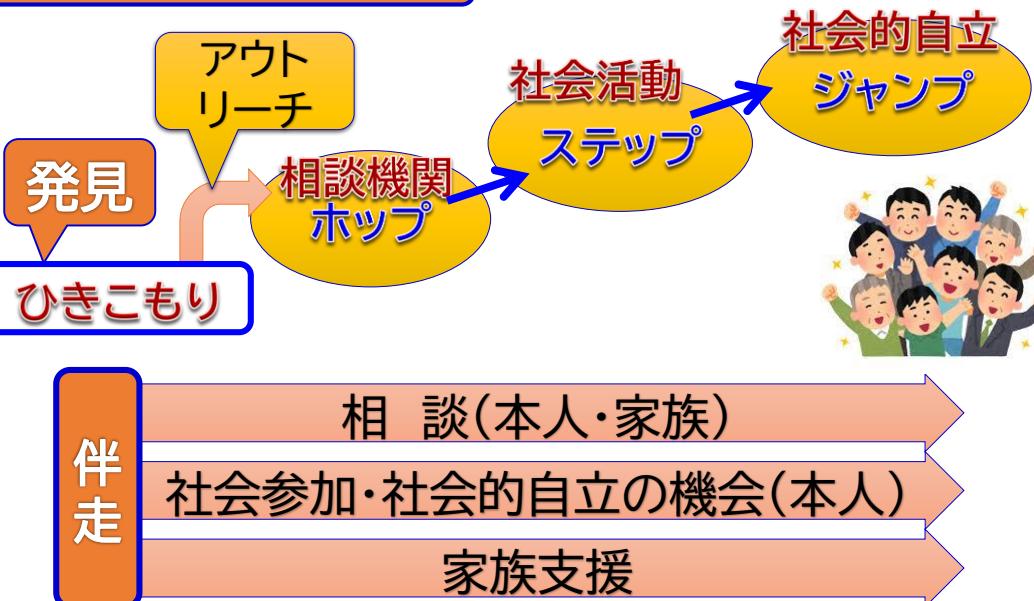
働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている。

地域若者サポートステーションは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、株式会社などで実施されている。「身边に相談できる機関」として、都道府県に必ず設置されている。

事業内容としては、①コミュニケーション講座、②ジョブトレ(就業体験)、③ビジネス・マナー講座、④就活セミナー(面接・履歴書指導等)、⑤集中訓練プログラム、⑥パソコン講座・work fit・アウトリーチ支援などがある。

ハローワーク

地域でのひきこもり支援



ひきこもりの状態でなくなったきっかけや役立ったこと(15歳~39歳)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「若者の生活に関する調査報告書」(2016年)

入学・進学	「フリースクール的な学校に通い、友人やバイト、そして人間関係が上手くいくようになったから」(30~34歳女性) 「このままではいけないと思い、自分で勉強をして学校で資格を取って、就職しようと思ったから」(目標)(20~24歳男性)
就職・転職	「自分にあった職につけたこと。自分を見つめ直し足りなかったことに気付き、やりたいことが少しずつ見えてきたこと」(20~24歳男性) 「きっかけは転職したことだと感じます。それまでは前の職場で経験した嫌な事がトラウマとなり、なかなか前に進めない状況が続きました。時間が解決したこともありますが、家族や周りの友達と関りながら、少しずつ社会復帰できたのだと思います」(30~34歳女性)
友人・知人	「友達が遊びに来てくれたこと」(15歳~19歳男性) 「身近な人に自分の気持ちをぶつけたり、聞いてもらったり、心配してもらつたこと。同じような経験をしている人達と知り合う事ができたこと」(25~29歳女性)

ひきこもりの状態でなくなったきっかけや役立ったこと(15歳~39歳)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「若者の生活に関する調査報告書」(2016年)

家族・家庭	「家族が頻繁に外へ連れ出してくれたので、外への壁を厚く感じることがなく、環境が変わったのをきっかけに、また学校へ通つたりすることが出来る様になりました」 (30~34歳女性)
医療・支援機関	「医療機関、地域活動支援センターと家庭との連携」 (30~34歳女性) 「病院の思春期外来に相談してみたこと、親友に相談してみたこと」(15歳~19歳男性)
自分の成長	「年齢を重ねて精神的に安定したため」(30~34歳男性) 「特別な理由はなく、時間の経過により意識が変化していた」 (35歳~39歳男性)

ひきこもりの状態でなくなったきっかけや役立ったこと(40歳~64歳)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
「生活状況に関する調査」(2018)

就職・転職	「就職したこと」「粘り強く職安で自分が出来そうな仕事を探したからだと思う」「原因となった会社を退職したこと。また、退職した結果他社から自分を必要としていただいた事。 退職等を受け入れてくれた家族 」「資格を取得し、就職をした」
家族・友人	「 友達や家族のたすけ 」「職場でのプレッシャーからうつ病になった。 家族の協力 で少しずつ社会になじめるようになり自分が親になった事で立ち直れた様に思う。家族に感謝しかない」「 あせらないで時間をゆっくりすごせたこと 。気にしてくれる家族、友だちが、ときどき声をかけてくれたこと。体調は悪かったが、気持ちちは元気になったら、いろんなことをしようと思っていたこと」「娘が食事や買物など、外出する時、よく誘ってくれる」「きっかけは、結婚したから」
医療	「病気が回復したから(治ってはいないが)。 仕事が決まったから 」
自身の変化	「コンビニ、スーパーなどに出かけれるようになったら、レジのかたに、一言声を出して話しかけるように努力した」「 人ととの交流で、回復した 」「社会と関わりたいと思った。毎日が退屈つに感じた」
趣味	「 友達に趣味に誘われて出かけるようになった 」「病院のデイケア、趣味」

ご清聴ありがとうございました。